

尼崎スポーツの森スポレスト会員規約の同意書

第一章 総則

第1条 (名称)

本施設は、「尼崎スポーツの森」と称します。(以下、「本施設」とします。)

第2条 (所在地)

本施設の所在地は、尼崎市扇町43です。

第3条 (目的)

スポレスト会員(以下会員という)は、本施設の利用を通じ、心身の健康維持・増進を図るとともに、会員相互の明るいコミュニケーションを築き、快適なスポーツ環境を提供することを目的にします。

第二章 スポレスト会員資格

第4条 (入会及び入館資格)

本施設の会員は、本規約および、本施設の制定した規則を遵守するものとし、以下の項目に該当する者は、入会及び入館を認めません。

- (1) 会員種別の入会可能年齢範囲外の場合
- (2) 刺青のある者は、原則入会できません。(ワンポイントのタトゥー等のある者は、利用方法についてスタッフに確認下さい。)
- (3) 薬物等の常用者、又は中毒者
- (4) 覚せい剤使用者
- (5) 医師が健康的に無理と認めた場合
- (6) 暴力団の構成員、又はその関係者
- (7) 公序良俗に反する者
- (8) 本施設が不当と認めた者

第5条 (会員の会費)

会員は、本施設が定める所定の会費を納めなければなりません。納入方法は、指定金融機関より自動振替とし、当月分は当月の5日(金融機関が休日の場合はその翌日)に引き落としされます。ただし、入会月および入会翌月の会費は入会時に現金で支払うものとし、但し、フィットネス会員の入会月が16日以降となった場合は月会費は2分の1とします。

第6条 (退会・休会・その他変更届け)

退会・休会・その他変更をお申し付けの場合、該当月の前月の15日迄(休館の場合は、その翌日)に所定の届出用紙を提出し、手続き完了とします。会費等の未納金については、全て完納するものとし、

第7条 (会費の滞納)

口座振替が不能だった場合、未納分につきましては現金による会費納入とします。会費納入があるまでは会員資格を一時停止とし、施設利用・教室参加はできません。また2か月分の会費の滞納が続いた場合は自動的に強制退会とし、会員資格を取り消します。

第8条（会員カード）※新規会員カード費用¥200です。

本施設は、会員に対して会員カードを発行します。本施設を利用する場合は、必ず会員カードを提示しなければなりません。又、会員カードの貸与、譲渡は認めません。会員カードを紛失した場合は、速やかに届出を行い、再発行の手続きをお取り下さい。（再発行¥320）本施設を退会する際は、退会届書提出時に会員カードの機能を停止する手続きをしなければなりません。

第9条（変更事項の届出）

会員は、住所、氏名等の登録事項に変更があった場合は、その内容を速やかに届出下さい。

第10条（会費等の変更）

本施設は、本規約に基づいて会員が負担すべき会費等を本施設の都合により変更できるものとします。その場合は、変更の内容を1ヶ月前より、提示することとします。

第11条（会費等の返還）

一旦納入した会費等については理由を問わず返金しません。

第12条（入場禁止及び退場）

本施設は、会員が以下の各項に該当すると認めた場合には、入場禁止又は、退場を命じることがあります。

- (1) 健康状態を害しており、運動する事が好ましくないと判断されるとき
- (2) 酒気を帯びているとき
- (3) 本規約その他、本施設の定める規約に違反したとき又は、係員の指示に従わないとき
- (4) 他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき
- (5) 本施設の許可無く、本施設内での商業行為、政治的、宗教的活動または、これに類する行為等を行ったとき
- (6) 以下に定める禁止事項を厳守しないとき
 - ・許可なく館内を撮影すること
 - ・他人を誹謗、中傷すること
 - ・他人に対する暴力行為や威嚇行為
 - ・痴漢、覗き、露出行為等、公序良俗に反する行為
 - ・施設内に落書きや造作をすること
 - ・動物を館内に持ち込むこと
 - ・危険物を館内に持ち込むこと
 - ・館内での喫煙
 - ・施設従業員の業務を妨げる行為
 - ・他人へのストーカー行為
 - ・他人の施設利用を妨げる行為

第13条（除名）

以下の各項に該当する場合には除名とします。

- (1) 入会時の申込書に虚偽、偽りを申し出た場合
- (2) 諸規則に違反したとき
- (3) 会員として、会の名誉を傷つけたり、秩序を乱したりしたとき
- (4) 施設、設備等を故意、又は重大な過失により破損したとき
- (5) 本施設が会員として不相当と認めた場合

第14条（開館日及び開館時間）

開館日及び開館時間を以下のとおりとします。

- (1) 平日は9：00～22：00とします。
（但し、最終入館は21：30迄とします。）
日曜・祝日は9：00～20：00とします。
（但し、最終入館は19：30迄とします。）
火曜が振替営業の場合は9：00～18：00とします。
（但し、最終入館は17：30迄とします。）
- (2) 毎週火曜日を休館日とします。
- (3) 火曜日が国民の休日の場合は営業とします。
- (4) 7, 8月は火曜日も営業とします。
9：00～20：00とします。
（但し、最終入館は19：30迄とします。）
- (5) 競技会等での貸切（専用利用）がある場合は、スケジュールに変更がありますので、必ず施設カレンダーをご確認下さい。

第15条（本施設利用の範囲）

会員は、本施設が定める時間内（平日9：00～21：50、日曜・祝日 9：00～19：50、火曜が振替営業の場合は9：00～18：00）において、会員種別に応じてプール、トレーニング室を利用、レッスンに参加することができます。

また、6月初旬前後から9月初旬までの期間は50mプールも利用できます。ただし、一般に利用する場合は、安全を目的にコースを制限いたします。他、競技会や特別団体利用などで全面もしくは一部のコースに利用制限を設ける場合がありますので、施設案内をご確認下さい。

第16条（会員のモラル）

会員は、以下の項目について遵守することとします。

- (1) 本施設の秩序を守り、本施設の目的に沿うように協力します。
- (2) 本施設内でおきた事故、盗難等について、本施設は責任を負いません。
- (3) 施設内においては、係員の指示に従います。
- (4) その他注意事項に従います。

第17条（本施設の利用制限及び閉鎖）

本施設は以下の理由により、施設の一部、又は全部の利用を制限、及び閉鎖することができます。この場合、会員は補填、その他請求及び異議申し立てをすることができないものとします。

- (1) 気象、災害、社会情勢の著しい変動等により開業が不可能なとき
- (2) 本施設の改善、又は修理のとき
- (3) 本施設が企画し、実施する諸活動を行うとき
- (4) 経営上重大な理由があるとき
- (5) 法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢・経済状況等によるとき
- (6) 運営上必要と認めたとときその他やむを得ない事由が発生したとき

第 18 条（損害賠償）

本施設の諸施設利用に際して、会員、又は同伴したビジターに生じた人的、物的事故については、本施設は一切損害賠償の責を負わないものとします。ただし、本施設に故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

会員又は同伴したビジターが本施設の施設利用に際して、本施設、又は第三者に 損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償するものとします。会員が、同伴したビジターについては、同伴した会員が当該ビジターと連帯して損害を賠償するものとします。また、第三者で発生した事故、怪我、トラブル等は、その第三者の間で解決するものいたします。

本施設および駐車場で発生した盗難・傷害・その他の事故について、本施設では、一切の責任を負わないものとします。

忘れ物の預かり期間は、原則 2 ヶ月間といたします。

第 19 条（個人情報）

当施設が運営上知り得た個人情報は、会員管理業務以外には使用しないものとします。

附則

この規約は、平成 18 年 5 月 31 日より施行（平成 28 年 3 月 10 日改定）するものとします。

上記の尼崎スポーツの森スポレスト会員規約の内容を確認しました。

内容に同意して入会の申し込みを致します。

氏 名

印

会員入会者が未成年の場合は 20 歳以上の保護者が署名して下さい